

監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

また、地方自治法第199条第10項の規定により、意見を提出する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 程：令和7年2月28日（金）

3 監査実施期間

令和7年1月15日から令和7年2月28日まで

4 監査の概要

（1）対象部局及び所属

ア 農林水産部

・農業水産課

・森林政策課

イ 活力都市創造部

・都市計画課

・居住政策課

ウ 出納課

（2）対象期間

令和5年度

（3）対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

（4）監査の着眼点

共通監査項目として次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

ア 現金の収納事務について

- イ 歳入の執行事務について
- ウ 委託・工事契約関係事務について
- エ 負担金・補助金・交付金の支出について
- オ 財産の管理事務について
- カ 各課の所管する重要かつ特徴的な事務について
- キ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、是正又は改善が必要であると認める事項について、次のとおり指摘事項とした。

(1) 農林水産部 農業水産課

- ア 花で潤う街「フローラルとやま」創出事業企画運營業務委託について、精算による戻入れが生じた場合の返還金に係る返納通知書の返納期限は、通知書発行の日から 10 日以内とすべきところ、期限を指定せずに返納通知書を発行しているものが見受けられたので、改善を図られたい。
- イ 補助金交付決定通知書において、文書記号及び文書番号は、「富山市指令農水第〇号」とすべきところ、「農水第〇号」としているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
- ウ 沿岸漁業構造改善事業補助金について、補助事業者から令和 4 年度から令和 5 年度へ繰越す旨の変更（繰越）承認申請書の提出があった際、市が交付する「補助金変更（繰越）承認通知書」の決裁権者は、富山市事務専決規定で定める「支出負担行為に関する専決事項」の基準から副市長専決とすべきところ、部長専決としていたので、改善を図られたい。
- エ 補助金額の確定に係る起案文書は、富山市事務専決規程で定める「支出負担行為に関する専決事項」の専決基準及び合議基準に基づき決裁すべきところ、農業水産課において、額の確定は「輕易な又は定例的な申請、届出、報告、進達、照会、回答及び通知に関する事項」として課長専決として捉えており、支出負担行為の額に応じた専決基準や合議基準となっていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
- オ 水産多面的機能発揮対策補助金について、当初の補助対象経費の額を下回ったことから、交付手続きの特例により、補助事業者は「補助金等変更交付申請書兼事業実績報告書」を提出し、農業水産課はそれを受けて、「補助金等変更交付決定書兼補助金額確定通知書」を交付すべきところ、補助事業者から「変更交付申請書兼事業実績報告書」を提出させておらず、通常の事業実績報告書

のみを提出させ、それを受けて「補助金等変更交付決定書兼補助金額確定通知書」を交付していたので、改善を図られたい。

カ 災害応急作業等手当について、従事時間が深夜の時間帯にかかる場合は「災害応急作業等手当（深夜）」、深夜以外の場合は「災害応急作業等手当」を庶務事務システムで選択して申請すべきところ、誤って選択したことにより、過大又は過小支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

(2) 農林水産部 森林政策課

ア 森林整備センター造林事業業務委託における再委託承諾書について、公印を省略しているものが見受けられたので、改善を図られたい。

イ 狩猟入門ガイド開催事業業務委託について、精算による戻入れが生じた場合の返還金に係る返納通知書の返納期限は、通知書発行の日から 10 日以内とすべきところ、期限を指定せずに返納通知書を発行していたので、改善を図られたい。

ウ 災害応急作業等手当について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) 事務従事者が申請を行わなかったことにより、過小支給となっているものがあつた。

(イ) 従事時間が深夜の時間帯にかかる場合、庶務事務システムで「災害応急作業等手当（深夜）」を選択して申請すべきところ、誤って「災害応急作業等手当」を選択したことにより、過小支給となっているものが複数あつた。

(3) 活力都市創造部 都市計画課

ア 市有財産の売却に係る不動産売払収入について、歳入科目を不動産売払収入とすべきところ、雑入としていたので、改善を図られたい。

イ 領収した現金（都市計画図交付実費）について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが見受けられたので、改善を図られたい。

ウ 換地確定図等交付実費の領収書について、領収金額を訂正しているものが見受けられたので、改善を図られたい。

エ 契印について、備品台帳に記載されていなかったもので、改善を図られたい。

オ トレース台について、物品棄焼却処分伺を作成せずに廃棄していたので、改善を図られたい。

カ 災害応急作業等手当について、事務従事者が申請を行わなかったことにより、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。

(4) 活力都市創造部 居住政策課

ア 日額と定められた附属機関(空き家等対策推進協議会)の委員報酬について、職務従事後 10 日以内に支払われていないものが見受けられたので、改善を図られたい。

イ 契印について、備品台帳に記載されていなかったもので、改善を図られたい。

ウ 管理換えされた備品（職員用椅子）について、備品台帳に記載されていなかったもので、改善を図られたい。

エ 雑椅子について、備品台帳に受入れの記載がされていないものがあり、また、物品現在高調書には年度末の現在数量を正しく記載しておらず、実際の数量と異なっていたので、改善を図られたい。

オ 重要備品である雑椅子について、重要物品に関する調べに記載していなかったもので、改善を図られたい。

カ 災害応急作業等手当について、事務従事者が申請を行わなかったことにより、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。

(5) 出納課

災害応急作業等手当について、従事時間が深夜の時間帯にかかる場合、庶務事務システムで「災害応急作業等手当（深夜）」を選択して申請すべきところ、誤って「災害応急作業等手当」を選択したことにより、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。

7 意見

今後の事務事業の執行について、次のとおり意見を提出する。

(1) 活力都市創造部 居住政策課

文書管理システムを用いて電子決裁を行う場合、「文書管理システム導入方針」において、「特に配慮を要する個人情報を含むもの（所得、病歴、虐待記録などであって、特に慎重な取扱いを要すると所属長が判断したもの）」や、「複製が困難なもの（透かし等の偽造防止加工がされたもの）」については、例外的に電子化せず、紙文書としてシステムに登録するよう定められている。

居住政策課において、補助金交付決定の電子決裁を行う際、補助金交付要綱に基づき提出された書類一式を全てスキャンして添付資料として登録しているが、当該書類に「特に配慮を要する個人情報を含むもの」や「複製が困難なもの」に関するものが含まれていないか十分留意し、事務を進められたい。